

(平成31年2月26日一部改訂)

第2次弟子屈町教育推進基本計画

平成30年度～平成34年度

(2018年度～2022年度)

弟子屈町教育委員会

はじめに

今般、教育目標に掲げる「学校、家庭、地域社会が連携し、ふるさとを創る人を育む」を、学校や地域等と一体となって推進していくため、平成30年6月に策定した第2次「弟子屈町教育推進基本計画」において、その後の事務事業等の整理等による改訂版を作成しました。

平成24年度から10年間の指標となる第5次弟子屈町総合計画の折り返しとも言われる後期計画が、昨年度からスタートしました。そこに描かれている「まちの将来像」の具現化を目指し、様々な施策が展開されている中、教育分野においても、【育】「豊かな心を育て、文化を大切にするまちづくりを進めます～健やかな生涯を送るために～」をテーマに「学校教育の充実」「社会教育の推進」「文化・スポーツ活動の推進」などを施策展開の柱とし、これまで実施してきた各種事務事業の点検と評価を行ったうえで、引き続き継続して取り組む事業、時代の要請を受け新たな取り組む事業など、それぞれの項目に沿って、整理したところであります。

昨今の教育を取り巻く環境において、近年急速に進む少子高齢化や人口減少とともに、昨年、子どもの貧困対策がクローズアップされるなど、これまで以上に、家庭や地域が一体となった子どもの健全育成が求められる時代となりました。本町においても、教育活動における経済負担の軽減を図る就学援助制度や、コミュニティ・スクールの導入、学校と児童館の統合による放課後児童クラブに関する新たな取り組み、幼稚園と保育園との一体となったこども園の開設、弟子屈高校における更なる魅力づくりなど、様々な施策を実施し、次代を担う子どもたちを育てていくこととしております。

社会教育分野におきましても、道内の女性団体関係者が一堂に会する「北海道女性大会」や長距離水泳競技「オープンウォータースイミング」屈斜路湖大会の開催、また、三重県松阪市の「松浦武四郎記念館」から学芸員を招聘しての特別講演や特別授業を実施するなど、地域振興や地域間交流に大きく寄与する事業が計画されております。

子供からお年寄りまで誰もが自らが住む地域の魅力を再認識し、生涯にわたって、弟子屈町を学び続けて欲しいと願っております。

平成31年2月

弟子屈町教育委員会

目 次

第1章 基本的な目標

I	計画策定の主旨とその背景	
1	計画策定の主旨	1
2	計画策定の性格	2
3	計画の期間	3
4	計画の視点	4
II	教育を取り巻く次代の潮流	
1	社会情勢の変化	5
2	教育政策の動向	7
III	弟子屈町教育のめざす姿	
1	基本理念	9
2	教育目標	9

第2章 施策の大綱

I	学校教育の充実	11
II	社会教育活動の推進	12
III	文化・スポーツ活動の推進	13
IV	人材育成・人づくり・人材の確保	14
V	まちづくりを支えるネットワークの形成・交流活動支援	15

第3章 施策の推進（事務・事業の展開）

I 学校教育の充実

施策-1 義務教育環境の充実

(1)	学校施設、備品・教材等の整備充実	16
(2)	ふるさと学習の推進	17
(3)	保護者負担の軽減	18
(4)	特別支援教育の充実	19
(5)	学校保健の充実	19
(6)	教職員住宅の整備	20
(7)	学校評価制度の推進	20
(8)	学校給食の充実	20
(9)	通学路体制の確保	22
(10)	防災教育の推進	23

施策-2 高等教育支援等の充実	
(1) 高等学校への支援	24
(2) 奨学金制度	25
(3) 大学との連携	26
施策-3 幼児教育の充実	
(1) 幼児教育の充実	27
施策-4 まなびの向上	
(1) まなびの環境づくり	28
(2) 教職員のスキルアップ支援	30
II 社会教育活動の推進	
施策-1 社会教育活動の推進	
(1) 推進支援体制の確立と人材育成	33
(2) 青少年育成活動の推進	34
(3) 社会教育施設の活用と充実	35
III 文化・スポーツ活動の推進	
施策-1 地域文化の振興	
(1) 文化活動の推進と人材育成	39
(2) 地域の歴史の保全と活用	40
(3) 郷土芸能の活動支援と伝承	42
施策-2 スポーツ活動の推進	
(1) 町民皆スポーツの推進	43
(2) スポーツ団体の組織の充実	44
(3) 指導者の育成	45
(4) スポーツ施設の活用	45
IV 人材育成・人づくり・人材の確保	
施策-1 地域の魅力を高める人材育成	
(1) 地域づくりの担い手の育成	46
(2) てしかが愛を育む取り組み	46
施策-2 人財を活かす	
(1) 人材が活躍できる仕組みづくり	47
V まちづくりを支えるネットワークの形成・交流活動支援	
施策-1 活発な地域間交流	
(1) 姉妹都市等地域間交流の推進	48

第1章 基本的な目標

I 計画策定の趣旨とその背景

1 計画策定の趣旨

今日の教育を取り巻く環境については、平成26年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、地方自治体の教育施策の根幹となる「教育大綱」を、首長と教育委員会による「総合教育会議」において協議して策定されることとなりました。教育委員会においては、その「教育大綱」を受けて様々な施策を実施していくことになりますが、教育基本法に基づいて、平成25年度に初めて策定した第1次計画に引き続き、第2次計画として今年度から平成34年度までの5年間において実施する事業計画に関して策定するものであります。

本町の最上位計画である「第5次弟子屈町総合計画（平成24年度～平成33年度）」の基本目標の実現を図るため、各種事務事業を展開していくことになりますが、教育分野だけで完結するものではなく、児童福祉・子育て分野とも密接な連携が求められております。そのため、「弟子屈町子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）」との連携や、平成29年度にまとめられた「弟子屈町子育て生態実態調査結果報告書」に掲げられた課題への対応も極めて重要なものであります。

一方で、将来にわたって弟子屈町が発展、維持していくための行財政改革とも大きな関わりがあり、平成28年度策定の「弟子屈町公共施設等総合管理計画」及び具体を示した「個別施設管理基本計画（平成29年度策定）」を受けたハード面での対応も、本計画に盛り込まれております。

これらを踏まえたうえで、学校教育の充実に向けた施策の向上と主要事業の内容を示し、その具現化に努めるとともに、新たに導入される道徳の授業や小学校での外国語活動への対応、さらにこれまで全町挙げて存続を求めてきた弟子屈高等学校の今後の魅力づくり等、個別具体的な施策について、集中的に検討を重ねてきました。また社会教育においても、「第7次社会教育中期計画」で掲げている生涯学習社会の実現をはじめ、豊かな人間性や豊かな心の育成と文化を育む教育、文化・スポーツの振興・充実に努めてまいります。

現在、国では少子高齢化・人口減少対策とともに、現役世代における働き方改革が議論されており、特に学校職員での今後の施策展開が注視されているなど、新たな提起への対応を見据えていかなければなりません。

こうした現状を踏まえ、次代を担う子どもたちの「生きる力」に必要となる資質や能力を育てるため、また、学校、家庭、地域の連携強化による学校教育を充実するため、新たに「第2次弟子屈町教育推進基本計画」を作成しました。

2 計画策定の性格

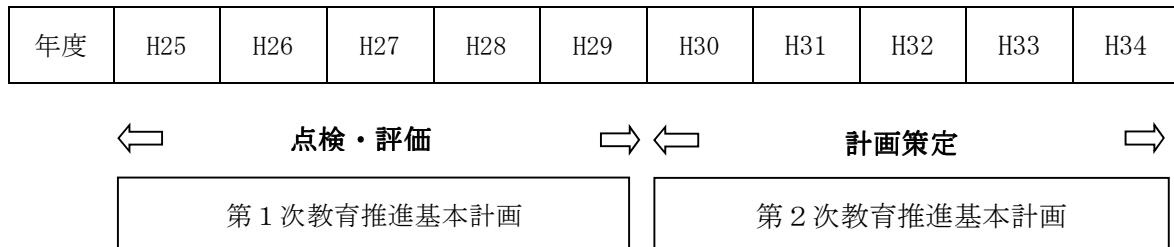
この計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画で、政府の定める教育振興基本計画を参照して策定するだけでなく、北海道教育委員会が策定した北海道教育推進計画も参考として作成したものであります。

基本目標	<ol style="list-style-type: none">1 人と自然が共生するまちづくりを進めます2 まちに活力・活気・雇用を生み出すまちづくりを進めます3 誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます4 豊かな心を育て、文化を大切にするまちづくりを進めます<ol style="list-style-type: none">(1) 学校教育の充実<ol style="list-style-type: none">①義務教育環境の充実②高等教育支援等の充実③幼児教育の充実④まなびの向上(2) 社会教育活動の推進<ol style="list-style-type: none">①社会教育活動の推進(3) 文化・スポーツ活動の推進<ol style="list-style-type: none">①地域文化の振興②スポーツの振興
基本手段	<ol style="list-style-type: none">1 まちづくりに興味と関心を持ち、行動する人を育てる仕組みを作ります2 誰もがまちづくりに参加することができる場や体制を作ります
重点プロジェクト	<ol style="list-style-type: none">1 水と森と人がつくる「地域活性化プロジェクト」 ～地域資源を活かした地域活性化の推進～2 これからの中核を担う「人材育成プロジェクト」 ～人材育成の推進～3 町に暮らし続けることができる「安心生活プロジェクト」 ～総合的な定住対策の推進～

3 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度から平成29年度の第1次計画に続き、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。なお、変化の激しい社会情勢を踏まえ、国や北海道の教育施策や弟子屈町総合計画の動きなどに柔軟に対応し、必要に応じて計画期間内においても見直しを行うこととします。

計画の推進にあたっては、PDCAサイクルを活用し、毎年度、計画に基づく教育施策の実施状況や方向性などについて点検・評価を行い、その結果を公表し、翌年度以降の施策の展開に反映させながら、実効性のある計画の推進に努めます。



4 計画の視点

(1) 学校、家庭、地域の幅広い連携

教育をめぐる課題に適切に対応するには、教育行政はもとより、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たし、相互に連携していくことが重要です。

「人づくり」という教育の本質は、家庭や学校など様々な場所や機会で行われており、教育は社会全体で協力して行うものであるとの認識のもと、学校、家庭、地域が幅広く連携しながら取組みを進めるための計画とします。

(2) 教育を取り巻く環境の変化への対応

教育とは、次代を担う子どもたちの自立を促す営みであり、こうした教育の目的はいつの時代も変わらないものです。しかし、少子高齢化や人口減少社会とともに、成熟した社会情勢、生活環境の変化、国際化の推進など、子供たちの生活環境が大きく変化している中で、的確に対応する教育施策を進めるための計画とします。

(3) 本町の特色を生かした教育の実現

弟子屈町教育のめざす姿「学校、家庭、地域社会と連携し、ふるさとを創る人を育む」を基調に、学校教育の現状と課題を踏まえるとともに、青少年健全育成の推進、文化・スポーツの振興など社会教育の現状と課題を踏まえ、その基本的な考え方と推進の方向性、取組みの視点を提示することにより、本町の特色を生かした取組みを進めるための計画とします。

【社会情勢の変化】	【弟子屈町の現状】	【教育改革の動向】
<ul style="list-style-type: none">・人口減少・少子高齢化の進行・グローバル化の進展・高度情報化の進展・雇用形態の変化・地方分権の進展	<ul style="list-style-type: none">・学校規模の縮小化・学ぶ意欲の向上・読解力や表現力の育成・自己肯定感の欠如・いじめや不登校の発生・生活習慣改善の必要性・生涯学習意識の低下・社会教育施設の老朽化	<ul style="list-style-type: none">・学習指導要領の改訂・社会に開かれた教育課程・主体的・対話的で深い学び・道徳教育の充実・外国語教育の充実・幼児教育の無償化・学校における働き方改革

II 教育を取り巻く次代の潮流

1 社会情勢の変化

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

わが国では、平成20年の約1億2,800万人をピークに人口が減少へと転じております。また首都圏や中京圏、関西圏など大都市への人口集中とともに、それ以外の地域においては、一層の過疎化に歯止めがかからない状態となっております。北海道においても、平成9年に約570万人をピークに、全国平均を上回るスピードで人口減少が続いております。また道内でも札幌市など一部の市町村を除き、いずれも過疎化の進行が著しい状態となっております。平成29年の合計特殊出生率も全国平均の1.43を下回る1.29と、少子化の流れが止まらない状況であります。一方で高齢化に関して、平成29年の数字を見ますと、65歳以上の高齢化率が全国平均で27.7%となっているのに対し、北海道では30.7%と、これも首都圏よりも高齢化が進んでいることがうかがえます。このような状況の中で、近年は働き手不足が目立つ社会にもなっております。

本町においては、平成26年に8千人台を割り込んでからも減少傾向が一向に止まらず、平成31年1月で7,240人となっております。また、高齢化率も38.7%と増加傾向が続いております。出生数については、この3年間の平均が31.7人と少子高齢化が一段と進んでおります。国立社会保障・人口問題研究所が平成25年に示した予測では、2020年（平成32年）に6,960人、2030年（平成42年）に5,518人、2040年（平成52年）には4,175人まで減少するものとなっております。少子高齢化・人口減少の流れは全国的な潮流であり、弟子屈町でも、子育て支援や移住促進などの施策を展開しておりますが、人口減少社会を正面から捉えた事業を実施しなければならない状況となっております。

(2) グローバル化と高度情報化の進展

政府は、訪日外国人挙行者数4,000万人等を目標とした観光立国推進基本計画を掲げ、国立公園のナショナルパークとしてのブランド化など、総合的かつ計画的に講すべき施策を開しております。本町においても平成29年に念願だった国立公園の名称変更が実現して「阿寒摩周国立公園」が誕生しました。今後一層、自然環境を活用したまちづくりが進むものと思慮されます。さらに多くの外国人観光客が訪れるようになり、英語活動の充実化が求められております。そのため、外国人と触れあう場において活躍する人材育成や、コミュニケーション能力などを身に付けていくことが、教育においても重要な要素となっております。

また、IT（情報工学）分野においては、近年AI（人工知能）を取り入れた最先端の電子機器や家電製品が登場し、日進月歩の勢いとなっております。教育においても、政府は「2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会」において、「アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善や個の学習ニーズに対応した『次世代の学校・地域』の創生」や「教員・学校が使いやすく教育の質的改善につながるICT環境の段階的整備」などをテーマに

して、議論が進んでおります。本町においても、時代の流れに取り残されることのないよう、常に最新の情報を収集し、研究活動を進めていくことが重要です。

(3) 子どもの貧困など社会経済的な課題

昨年北海道が報告した「北海道子どもの生活実態調査」では、学校での授業について、年収が下がるに伴い「わからない」と回答する割合が増加傾向を示すなど、子供の貧困問題が大きくクローズアップされました。弟子屈町においても、保護者や小学5年生から高校3年生の児童生徒を対象に同様の調査を行ったところ、経済的な理由で食料が買えなかったり、冬に暖房が使えなかったりしたことがあるとの回答が、少なくない状況にありました。

学校教育法に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対して、就学援助を行っておりますが、本町においてはここ数年概ね全児童生徒の約3割が対象となっております。北海道での平均は、22%前後で推移していることから、本町における保護者の経済的に厳しい状況が浮き彫りとなっております。

(4) 弟子屈町の教育施設の在り方

高度経済成長期や人口増加時期に集中的に整備された公共施設の老朽化が急速に進展し、今後一斉に更新時期を迎えることから、厳しい財政状況の中、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっています。また人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されています。

このため、弟子屈町では、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化と、公共施設等の最適な配置を目的に、可能な限り次世代に負担を残さないよう効率的、効果的な公共施設の最適な配置を実現するため「公共施設等総合管理計画」及び「個別施設管理基本計画」が策定されました。

学校では、『弟子屈小学校、川湯小学校は長寿命化を実施し、余裕教室を有効活用して町内3箇所のこども館機能を集約し、複合化施設とする。和琴小学校、美留和小学校、奥春別小学校は、児童数の減少から将来的に弟子屈小学校への統合が見込まれるため、維持補修による保全とする。弟子屈中学校は長寿命化を実施し、川湯中学校が閉校した場合の集約先とする。川湯中学校施設は弟子屈中学校への統廃合を検討する。』などとされております。

文化施設では、『公民館は摩周観光文化センターへ機能を移転し、移転後は会議室や書庫等に転用する。郷土資料収蔵庫てしかがの蔵は供用廃止し、機能を摩周観光文化センター等へ移転、大鵬相撲記念館は維持補修により保全、屈斜路コタンアイヌ民俗資料館は耐震化と長寿命化を実施する。』などとされております。

体育施設では、『川湯屋内温水プールは共同浴場等の機能を有する複合化施設として弟子屈市街地域に移転改築を検討する。修武館と町営テニスコートの機能は各学校や摩周観光文化センターに移転する。町営野球場は維持補修により保全する。町営スピードスケート場は維持補修により保全する。パークゴルフ場は各自治会と協議し統廃合を検討する。』などと

されております。

2 教育政策の動向

(1) 国の教育再生実行会議等の動向

教育再生実行会議において、昨年6月に第十次提言「自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上」が取りまとめられました。学校が持続的に発展できるようにするべく「学校・家庭・地域の役割分担と教育力の充実」「子供たちの自己肯定感が低い現状を改善するための環境づくり」について検討を行うとともに、これまでの提言の確実な実行に向けたフォローアップを行うこととされており、今後これらの提言に沿った教育関係法令等の整備が進むものと思慮されます。様々な角度から多岐にわたる教育改革が更に進められています。

また、経済財政諮問会議においても、人口減少下での質の高い教育政策の推進に向けて、様々な意見が提案されており、今後の教育制度改革が進められるものと思われます。

(1) 教育関係法令等の改正

地方教育行政制度における改革として、教育の政治的中立性・継続性・安定性を確保しつつ、責任の明確化・迅速な危機管理体制の構築・首長との連携の強化を図るため、平成26年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されました。主旨として「教育委員長と教育長の一本化（新教育長）」「首長と教育委員会が協議・調整する場としての総合教育会議の設置と教育大綱の策定」等について新たに制度化されました。

(2) 学習指導要領の改訂

教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを基本とし、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携することを重視して、平成28年度に学習指導要領が改訂されました。これまでの学習指導要領からの改善として、「言語能力の確実な育成」「理数教育の充実」「伝統や文化に関する教育の充実」「道徳教育の充実」「体験活動の充実」「外国語教育の充実」が挙げられております。

新学習指導要領は、小学校では平成32年度から、中学校では平成33年度から全面実施となり、現在移行期間として特に小学校では外国語活動が先行して行われております。

(3) 国による教育振興基本計画等

国では、第3期となる教育振興基本計画が策定中であり、平成30年3月から中央教育審議会へ答申されております。この中では、「我が国における今後の教育政策の方向性」において、教育の普遍的な使命やこれまでの取組の成果を踏まえ、将来に向けた教育政策の重点事項について書かれております。今後の5年間の施策としては、「夢と志を持ち、可能性に

挑戦するために必要な力の育成」「社会の持続的な発展をけん引するための多様な力の育成」「生涯学び、活躍できる環境の整備」「誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットの構築」「教育政策推進のための基盤整備」といった項目ごとに、あらゆる施策が計画されております。

(4) 北海道における教育推進計画等

北海道教育委員会では、平成30年3月に、平成34年度までの北海道教育推進計画が策定されました。北海道における教育の現状や課題として、人口減少・少子高齢化とともに、子供の貧困など社会経済的な課題への対応について詳しく述べられております。また、学力等の状況やいじめ・不登校の実態について分析し、その対応策について示されております。具体的な施策の推進においては、「社会で生きる力の育成」「豊かな人間性の育成」「健やかな体の育成」「学びを支える家庭・地域との連携・協働の推進」「学びをつなぐ学校づくりの実現」「学びを活かす地域社会の実現」の各項目に沿って、道筋が描かれております。

北海道立高等学校の方向性においては、同じく平成30年3月に「これからの中高一貫校づくりに関する指針」が策定されました。町民の悲願である北海道弟子屈高等学校の存続問題において、極めて重要な位置付けにあるものですが、従来の指針から、望ましい学校規模を1学年4～8学級としつつ、通学困難な地域等小規模校に配慮された形となっております。また従来の「地域キャンパス校」を「地域連携特例校」に発展させ、地域の特性を踏まえた再編整備基準の緩和などが謳われております。

(4) 第7次弟子屈町社会教育中期計画の策定

平成29年3月に第7次弟子屈町社会教育中期計画が策定されました。この計画は、実施目標を「人と人が 笑顔でつなぐ 学びの輪」とし、5年間の社会教育事業推進の指針となる計画として事業展開が図られています。

(5) 弟子屈町子ども読書活動推進計画

平成13年12月に公布された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づいて、国が平成14年8月に策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」に沿って、本町でも平成23年12月に「第1次弟子屈町子ども読書活動推進計画」を策定し、現在「第2次弟子屈町子ども読書活動推進計画」を策定し、5年間にわたる読書活動の推進が図られています。

III 弟子屈町教育のめざす姿

1 基本理念

学校、家庭、地域社会が連携し、ふるさとを創る人を育む

- 体力を増進し、心身ともに健康で豊かな生活を築く人
- 郷土を愛し、進んでふるさとの文化を創る人
- 自然と調和した活力と潤いのあふれた郷土づくりにつとめる人
- 働くことに誇りをもち、よりよい家庭や社会の建設につとめる人
- 生涯にわたって自ら学びつづける人

平成 16 年 4 月制定

2 教育目標

「○」町民の望ましい姿 「・」教育目標の内容

1 体力を増進し、心身ともに健康で豊かな生活を築く人

○適度なスポーツを楽しむ生活	・生命を尊重し、自発的な健康づくりを推進する
○規則正しい生活	・家族が協力して明るい家庭づくりに努める
○対話がある家庭	・地域ぐるみで心豊かに、たくましく生きる人を育む
○余暇を利用した家庭生活	
○地域ぐるみの子育ての推進	

2 郷土を愛し、進んでふるさとの文化を創る人

○郷土文化を基底した郷土愛	・郷土の輝かしい伝統や美しい自然を通して、郷土愛を育み、進んで郷土文化の創造に努める
○郷土の文化、伝統などの積極的伝承	・地域社会と学校が連携し、郷土の文化、伝統、歴史などの伝承に積極的に努める
○情操豊かな潤いのある文化生活	・進んで芸術・文化に親しみ、情操豊かな潤いのある生活の構築に努める
○積極的な文化活動の日常化	

3 自然と調和した活力と潤いのあふれた郷土づくりにつとめる人

○地域の特性を活かした産業振興	・豊かな自然地域資源を有効に活用し、活力と潤いあふれた地域産業の振興に努める
○豊かな自然、地域資源の有効活用	
○豊かな自然環境の保全	
○自然と人間との共生	・豊かな自然環境の保全と自然資源開発、地域資源活用等との調和に努める

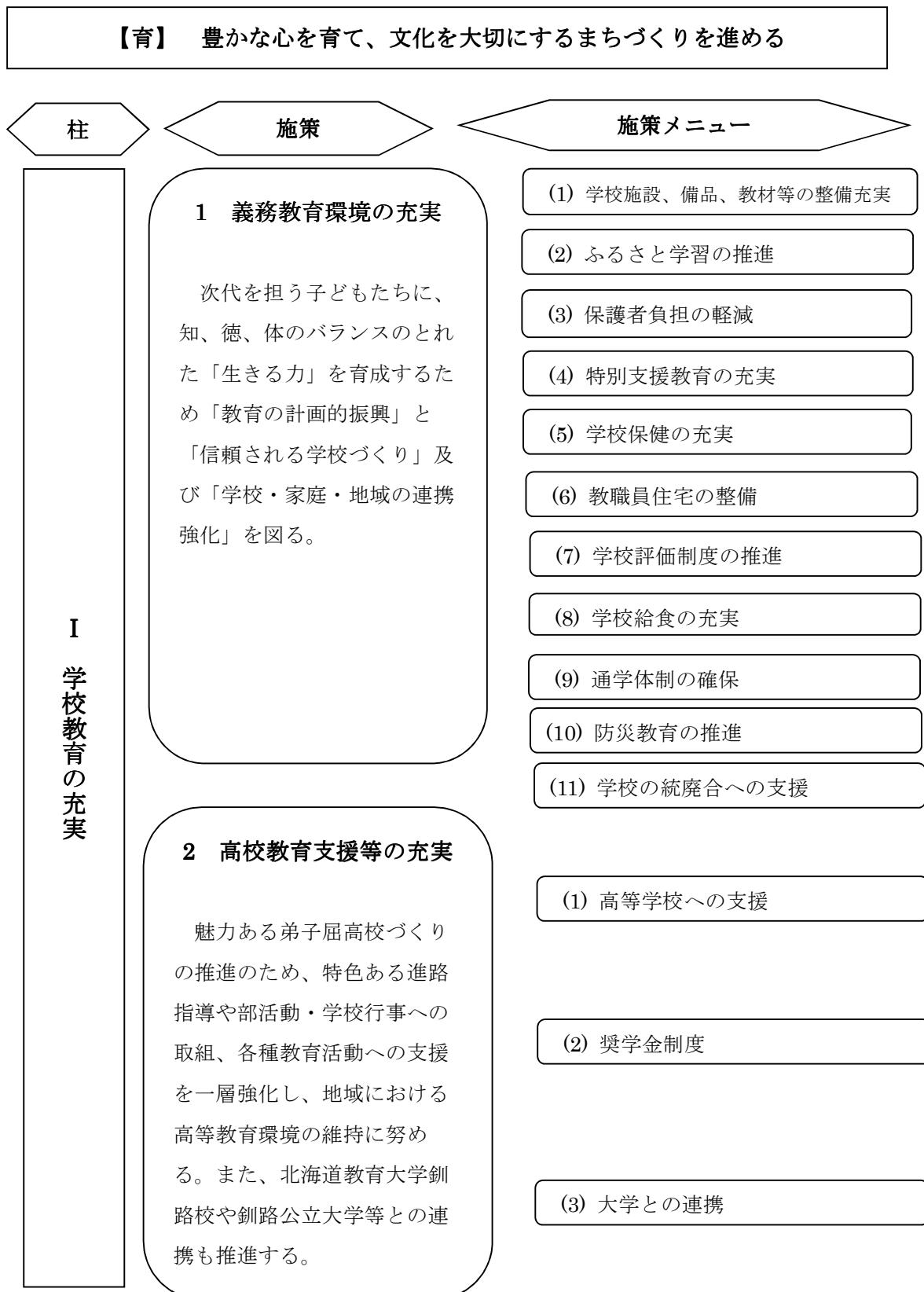
4 働くことに誇りをもち、よりよい家庭や社会の建設につとめる人

○仕事に対する誇り	・仕事に誇りと意欲を持ち、活力ある豊かな町づくりに貢献する
○勤労意欲と感謝	
○明るい円満な家庭	・親子の絆を深め、教育の原点である明るい円満な家庭づくりに努める
○地域活動への参加	
○連帯感にあふれる社会づくり	・地域社会の連帯感を深め、互いに支え合い、豊かで幸福な生活を営む社会の実現に努める
○豊かな町づくりに貢献	

5 生涯にわたって自ら学びつづける人

○余暇の善用	・いつでも、どこでも、だれでも自由に学習機会を選択して学べることができる生涯学習社会の実現に努める
○学習機会の積極的な活用	
○主体的に学ぶ生活	
○地域人材の有効活用	・地域社会が一体となった学習活動の展開に努める ・目的意識を持ち、主体的に学ぶ教育の推進に努める

第2章 施策の大綱



柱

施策

施策メニュー

I
学校教育の充実

3 幼児教育との連携

小学校への就学が円滑に行えるよう、認定こども園・保育園と小学校との連携を深め、幼児教育に対する支援・協力体制の維持強化に努める。

(1) 幼児教育との連携

II
社会教育活動の推進

1 社会教育活動の推進

町民の学習ニーズに応え、効果的な学習機会を提供できる環境づくりを進めるため、推進体制や関連施設の充実を図る。また、未来を担う子どもたちの健全な育成を図るために、青少年教育に取り組む。

(1) 推進支援体制の確立と人材育成

(2) 青少年育成活動の推進

(3) 社会教育施設の活用と充実

柱

施策

施策メニュー

III 文化・スポーツ活動の推進

1 地域文化の振興

多くの町民が文化活動に
関心を持ち楽しむことができる環境づくりを目指し、
団体・サークルへの支援体制や活動の成果を発表する
場の充実を図る。また、先人の歴史や地域特有の文化
に対する理解を深めていくための取組を推進する。

(1) 文化活動の推進と人材育成

(2) 地域の歴史の保全と活用

(3) 郷土芸能の活動支援と伝承

2 スポーツ活動の推進

心身の健康や生きがいづくりのため、誰もが気軽に
参加できるスポーツ活動機会の拡充とスポーツ環境の
充実を図るとともに、指導者の育成と組織の充実にも
努め、スポーツの振興に取り組む。

(1) 町民皆スポーツの推進

(2) スポーツ団体の組織の充実

(3) 指導者の育成

(4) スポーツ施設の活用

【人】 まちづくりに興味と関心を持ち、行動する人を育てる仕組みを作る

柱

施策

施策メニュー

IV 人材育成・人づくり・人材の確保

1 地域の魅力を高める人材育成

町民全体が、「地域の発展は人づくりから」という共通認識を強く持ち、まちの未来を担う若い人材の育成に力を注ぐとともに、老若を問わず地域の魅力を発信できる人材づくりを推進する。また、これからの中づくりには町民と行政が「魅力ある地域づくり」という目的を共有し、互いに協力して助けあう「協働」の理念が不可欠という認識に立ち、「協働」に対する町民の理解を深め、「協働」の視点を持った人材の育成に努める。

2 人材を活かす

人材育成に関する様々な取組の成果や、多種多様な才能を持つ人材の活用が十分まちづくりに活かされるよう、仕組みを工夫して、参加の機会や交流の場を拡充します。

(1) 地域づくりの担い手の育成

(2) てしかが愛を育む取り組み

(1) 人材が活躍できる仕組みづくり

柱

施策

施策メニュー

V
まちづくりを支えるネットワークの形成・
交流活動支援

1 活発な地域間交流

地域経済の活性化と、国際化時代・
交流化時代に対応できる人材の育成を
図るため、様々な地域・分野における
交流活動を推進する。

(1) 姉妹都市等地域間交流の推進

第3章 施策の推進

第1次計画の備考を受け、第2次計画において実施する施策について、次のように主要な事務・事業を推進する。

まちづくりの柱

I 学校教育の充実

施策-1 義務教育環境の充実

【施策メニュー及び主な内容】

(1) 学校施設、備品・教材等の整備充実

①安全で快適な教育環境を安定的に提供できるよう、経年による学校施設設備の損耗、機能低下について、計画的に改修及び維持補修を進める。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 学校施設等設備改修・補修事業	1. 小中学校等施設改修の促進	1. 小中学校施設改修事業	<ul style="list-style-type: none">・公立学校施設に係る長寿命化計画の策定・防水改修（弟小・川小・川中）・児童クラブ対応改修（弟小・川小）・暖房対策（弟小）・屋外施設の改修、保守・その他経年劣化への対応改修、保守	
	2. 小中学校等設備改修の促進	1. 小中学校設備改修事業	<ul style="list-style-type: none">・音響等電気設備の改修、保守・暖房設備の改修、保守・給排水設備の改修、保守・屋外設備の改修、保守・その他経年劣化への対応改修、保守	
2. 学校教育施設あり方検討事業	1. 学校教育施設あり方の検討	1. 弟子屈町公共施設等個別施設管理基本計画推進事業	<ul style="list-style-type: none">・管理基本計画に基づく学校教育施設の維持管理の実施（小学校5校、中学校2校）	

②老朽化したえR0A 機器を計画的に更新するとともに、校務で使用するシステムも計画的に整備する。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 小中学校電子機器の更新活用事業	1. パソコン等更新及び活用事業の推進	1. パソコン更新事業（教師用、児童生徒用）	<ul style="list-style-type: none">・児童生徒用パソコンの更新、充実化・教職員用パソコンの更新、充実化・サーバーシステムの更新、保守等・wi-fi 環境の整備、充実化・O S、ソフトウェアの更新、充実化	

		2. ICT 環境整備 促進事業	・タブレット等の導入 ・デジタル教科書への対応 ・その他電子機器への対応	
	2. 事務機器の更新	1. 事務機器の更 新事業	・プリンター、印刷機等の更新 ・ペーパーレス化の推進	
2. 小中学校校 務支援シス テム導入事業	1. 小中校務支援シス テム導入事業の推進	1. 校務支援シス テム導入事業	・導入校での活用推進、保守等 ・未導入校での導入、検討 ・システム改修要望等	

③学習活動に必要な教材・図書等の充実化、更新を進める。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 学校図書藏 書標準化事業	1. 学校図書購入の 促進	1. 学校図書購入促 進事業	・学校図書の充実化 ・古い図書の更新 ・学校図書システムの活用推進	
2. 教材教具整 備事業	1. 児童生徒用机イ スの更新	1. 児童生徒用机イ スの更新事業	・普通教室や特別教室にある老朽化した児 童生徒用の机とイスの更新	
	2. 児童生徒用教材 購入の促進	1. 児童生徒用教材 購入促進事業	・教材備品の更新、充実化 ・教材消耗品の充実化 ・新教材備品等の導入研究	
	3. 教員用教材購入 の促進	1. 教員用教材購入 促進事業	・教員用教材備品の更新、充実化 ・教員用教材消耗品の充実化	

(2) ふるさと学習の推進

①郷土の歴史や文化・産業を学び、知識と郷土愛を身につけられるよう、ふるさと学習をさら
に充実させる。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. ふるさと学 習推進事業	1. ふるさと学習授業 の促進	1. ふるさと学習 授業支援事業	・地域の人材等を活用したふるさと学習の充 実化 ・地域文化、自然、産業等の学習活動の充実 化	
	2. 「郷土学習副読 本」作成発行	1. 「郷土学習副 読」作成発行事 業	・新たな副読本の作成、検討	

②夏季の水泳授業や冬季のスキー・スケート授業について、町内外の施設を活用した体育授業
として推進する。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 小中学校体 育授業推進事 業	1. 学校教育町内公 共施設活用の促進	1. 川湯屋内温水プ ール活用事業	・水泳授業の継続、充実化 ・未実施校での実施検討	
		2. 町営スケートリ ンク活用事業	・スケート授業の継続、充実化 ・未実施校での実施検討	

	3. その他施設の活用事業	・その他の施設を活用した学習活動の検討	
2. 学校教育町外公共施設活用の促進	1. 清里町緑スキー場活用事業	・スキー授業の継続、充実化 ・未実施校での実施検討	

(3) 保護者負担の軽減

①就学援助制度による経済的理由によって就学が困難な家庭に対する保護者負担の軽減等

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 小中学校保護者就学援助事業	1. 要保護準要保護援助の充実	1. 就学援助事業	・就学援助における各費用の支給継続（学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、修学旅行費、学校給食費、医療費） ・生活保護制度との柔軟な対応	
	2. 支給事務効率化事業	2. 支給事務効率化事業	・保護者への直接振込制度の検討、実施	

②その他の負担軽減を図るための措置

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 小中学校保護者負担軽減促進事業	1. 父母負担軽減の充実	1. 父母負担軽減促進事業	・保護者の負担軽減を図るための助成事業の継続、拡充	
	2. 新入生父母負担軽減の充実	1. 小学校新入学児童物品等支給事業	・鍵盤ハーモニカ、防犯ブザー贈呈の継続実施 ・その他教材、物品支給の検討、実施	
	3. 学校給食費父母負担軽減の充実	1. 米飯給食支援事業	・地産地消交付金の継続、拡充	
	4. 災害共済給付金制度活用の充実	1. 災害共済給付金制度活用事業	・日本スポーツ振興センター災害共済給付掛金の全額公費負担の継続	
	5. クラブ活動父母負担軽減の充実	1. 吹奏楽等活動支援事業	・弟小プラスバンド活動費支援の継続 ・弟中吹奏楽部活動費支援の継続	
2. 子供の貧困対策	1. 子供の貧困対策	1. 子供の貧困対策事業	・弟子屈町の児童福祉担当課との連携 ・ケース会議との連携強化 ・道教委事業によるスクールソーシャルワーカー配置、派遣事業の活用	
3. 人材育成支援	1. 各種資格、検定受験費用の助成	1. 人材育成支援事業	・町企画担当課による支援事業の実施 ・児童生徒への周知、活用の推進	

(4) 特別支援教育の充実

①障がいの区分に応じた環境を整えるとともに、教材の充実や特別支援教育支援員の増員等を図り、特別支援教育の充実に努める。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 特別支援教育推進事業	1. 特別支援教育支援員の充実	1. 特別支援教育支援員配置事業	・支援員配置人数の維持、充実化（弟小3人、川小1人、弟中2人） ・支援員の職務身分の充実化、安定化	
	2. 特別支援教育推進会議の活動推進	1. 弟子屈町特別支援教育推進会議活動支援事業	・弟子屈町特別支援教育推進会議の活動推進 ・保育園、幼稚園、こども発達支援センター等との連携強化	
	3. 特別支援学級在籍児童生徒への支援	1. 特別支援学級在籍児童生徒への支援事業	・教材、設備等の充実化 ・就学奨励費の支給	
	4. 特別支援学級入級等への就学判定	1. 就学指導事業	・特別支援学級への入級等の判定事務 ・釧路管内教育支援委員会との連携の継続 ・巡回教育相談への継続対応	

(5) 学校保健の充実

①児童生徒が健全な心身を維持できるよう学校保健業務の充実、あわせて傷病時の負担軽減を図るための保険加入についても継続を図る。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 小中学校保健活動推進事業	1. 学校保健協議会への支援と連携	1. 弟子屈町学校保健協議会活動支援事業	・弟子屈町学校保健協議会の活動推進	
	2. 児童生徒の健康管理	1. 児童生徒の健康管理事業	・各種健康診断等の継続実施 ・就学時健康診断の継続実施 ・備品、資材等の充実化	
	3. 食育授業の推進	1. 食育授業推進事業	・学級担任、学校給食センター栄養職員による食育活動の推進 ・食育主務課等との連携強化	
	4. スクールカウンセラー等の配置	1. スクールカウンセラー等配置事業	・道教委事業によるスクールカウンセラー配置の継続要望 ・道教委事業によるスクールヘルスリーダー事業の活用	
	5. 心の教室相談員の配置継続	1. 心の教室相談員配置事業	・相談員配置の継続、活用の推進	
	6. フッ化洗口の推進	1. フッ化洗口推進事業	・実施校での継続 ・未実施校での実施検討	
	7. 思春期教育の推進	1. 思春期保健講座事業	・助産師による命の大切さの思春期教育の実施	

(6) 教職員住宅の整備

①経費抑制や既存住宅の有効活用を図るため、現有施設の補修や解体整理を年次計画により進めるとともに、民間物件の活用についても検討する。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 教職員住宅整備事業	1. 老朽住宅の計画的な解体の促進	1. 教職員老朽住宅解体事業	・老朽化が著しく、入居不可教員住宅の除却の実施（12戸）	
	2. 現有住宅の補修等の推進	1. 現有住宅の補修等	・現有住宅の補修等	
	3. 教員住宅の新築	1. 教員住宅新築事業	・新たな教員住宅の新築は、凍結（奥小校長住宅等）	
	3. 民間住宅活用の推進	1. 民間住宅活用の推進	・民間住宅活用推進（弟子屈市街地区）	
2. 教員住宅施設あり方検討事業	1. 教員住宅施設あり方の検討	1. 弟子屈町公共施設等個別施設管理基本計画推進事業	・管理基本計画に基づく教員住宅施設の維持管理の実施（教員住宅、指導室長住宅、ALT住宅等） ・弟子屈高校住宅等他の職員住宅の賃借	

(7) 学校評価制度の推進

①信頼される開かれた学校づくりを推進するため、家庭や地域、関係機関との連携を深め、教育活動や学校運営について学校評価（自己評価、学校関係者評価）を実施し、その結果の公表や活用に努める。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 小中学校評価推進事業	1. 学校評価の推進	1. 学校評価事業	・学校評価員による評価制度の継続、充実化 ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）での評価実施 ・公表の検討、実施	
	2. 教職員自己評価の推進	1. 教職員自己評価の継続	・人事評価制度により継続実施	

(8) 学校給食の充実

①安全な学校給食を提供するため、HACCP システムの概念を取り入れ、徹底した衛生管理に努める。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 「衛生管理マニュアル」励行事業	1. 弟子屈町学校給食センター運営委員会委員	1. 弟子屈町学校給食センター運営委員会開催事業	・弟子屈町学校給食センター運営委員会の活動推進 ・給食費適正化の検討	
	2. 「衛生管理マニュアル」の励行	1. 「衛生管理マニュアル」励行事業	①衛生管理責任者による衛生管理指導	
2. 調理員等従事者健康管理事業	1. 調理員等従事者の定期健康診断等の徹底	1. 調理員等従事者定期健康診断受診事業等	・健康診断の継続実施（年1回） ・検便検査の継続実施（月2回）	

3. 調理員等従事者研修事業	1. 職員調理員等従事者研修の推進	1. 調理員等従事者研修事業	・衛生管理講習会等の実施 ・北海道学校給食研究協議会研修会 ・釧路管内学校給食研究協議会研修会	
		2. 栄養士研修会参加事業	・北海道学校栄養教諭・栄養職員研修会参加	

②地場産食材の利用を促進し、地産地消の推進を図る。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 地場食材活用促進事業	1. 地場食材活用の促進	1. 地場食材活用促進事業	・地元食材の効果的活用方法や規格外野菜利用の工夫 JA等との協議 ・弟子屈町地産地消交付金の活用	

③無添加の食材・調味料の利用を促進し、安全で美味しくバランスのとれた給食の提供を図る。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 安全安心給食提供事業	1. 安全安心給食提供事業	1. 献立表作成配布事業	・学校を経由し児童生徒へ配布 ・町HPへの掲載	
		2. 学校給食センター情報誌作成配布事業	・「給食だより」の充実 ・町HPによる情報提供	
		3. 栄養バランスの取れた給食提供事業	・児童生徒の平均栄養所要量の基準と食品構成表による工夫した献立表の作成 ・弟子屈高校への給食提供の検討	
		4. 放射性物質検査測定機器活用及びデータ公表事業	・厚労省の「食品中のセシウムスクリーニング法」に基づく簡易検査の実施 ・測定結果の公表	平成30年度で終了

④食育を推進するため、学年別・指導項目別に教材や資料を整備して指導内容の充実を図る。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 小中学校食育指導推進事業	1. 栄養士（栄養教諭）活動の推進	1. 食育教室開催事業	・栄養教諭による学校訪問	
		2. 学校養護教諭配置事業	・北海道教育委員会配置基準等により体制を整備	
		3. 養護教諭との連携事業	・調理実習や食育学校訪問等の連携	

(9) 通学路体制の確保

①遠距離通学の児童生徒の負担を軽減するため、スクールバスの運行体制を維持継続し、民間車輌による委託運行も含め効率的な運行を図る。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 町営スクールバス適正運行事業	1. 町スクールバスの運行継続	1. 町スクールバスの運行継続	・町有スクールバス3台による運行業務の民間委託の継続（美留和・奥春別・南弟子屈等方面） ・学校行事等運行業務の継続 ・一般町民利用の検討、実施	
			・児童生徒の乗降場所への設置	
	2. 民間バスの活用継続	民間バス運行委託業務	・阿寒バスによる運行委託業務（原野・和琴・川湯駅前等方面） ・摩周ハイヤーによる運行委託業務（川湯地区方面） ・学校行事等借り上げ運行の実施	
	3. 荒天時バス安全運行対策事業の継続	1. 荒天時バス安全運行対策事業	・荒天時安全対策としての補助員の乗車	

②通学安全対策の推進及び自転車通学指導。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 通学路安全対策事業	1. 通学路安全対策の充実	1. 子どもサポート隊協力事業	・子どもサポート隊による通学路安全対策 ・研修会の実施等	
		2. 110番の家協力事業	・通学路周辺の商店、事業所等による通学路安全対策	
		3. 保守点検事業	・道路管理者等との連携、拡充 ・学校における通学路の点検	
2. 自転車通学安全指導事業	1. 自転車通学の安全指導の継続	1. 自転車通学の安全指導の継続	・交通安全教室の実施	
	2. 自転車通学路線安全マップの活用	1. 自転車通学路線安全マップの活用	・通学マップ配布・指導 ・総合安全マップ作成検討	

③学校間における通学区域については、関係法令に基づく指定を原則としながら弾力的な調整区域の制限を継続し、社会状況の変化等に柔軟に対応する。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 通学区域選定事業	1. 通学区域選定の継続	1. 通学区域選定の継続	・通学区域選定の継続	
	2. 調整区域設定の継続	1. 調整区域設定の継続	・調整区域設定の継続、拡充の検討	

(10) 防災教育の推進

①万一の災害に備え、避難訓練や防災教室を実施し、防災意識の向上を図る。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 防災教育推進事業	1. 防災教育の推進	1. 防災教育の推進	・避難訓練の実施 ・防災教室の開催	

施策-2 高校教育支援等の充実

【施策メニュー及び主な内容】

(1) 高等学校への支援

①現在、弟子屈高校が積極的に進めている進路指導に係る就業・大学体験事業をはじめ、部活動の充実や学校行事の取組など各種教育活動を通じた魅力ある学校づくりを一層支援する。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 弟子屈高校 魅力アップ推進事業	1. 進路「進学・就職」に対する学習支援	1. 進学学習支援事業	・大手予備校による進学講座開設への助成継続 ・その他進学学習支援事業の検討	
		2. 就職活動支援事業	・各種研修会への支援継続	
	2. キャリア教育支援の継続	1. 就業体験支援事業	・就業体験への支援継続	
2. 弟子屈高校 支援事業	1. スポーツ活動支援事業	1. スポーツ全道全国出場補助支援事業	・弟子屈町スポーツ振興助成金による助成	
		2. スポーツ合宿等町バス運行提供事業	・町バス運行提供	
		3. スポーツ全学校応援町バス運行提供事業	・町バス運行提供	
		4. 強歩遠足事業補助支援事業	・強歩遠足事業支援（運営費補助）	
	2. 文化活動支援事業	1. 文化全道全国出場補助支援事業	・弟子屈町文化振興助成金による助成	
		2. その他文化活動事業への支援事業	・全道英語ディベート大会への参加支援継続 ・新聞局全道大会への参加支援継続	
	3. 通学支援事業	1. 通学支援事業	・スクールバス乗車による通学支援	
		2. 川湯地区通学生への補助支援事業	・川湯地区からの通学費全額補助の継続	
		3. 屈斜路地区高校通学支援事業	・屈斜路地区からの通学協力金の廃止継続	
		4. 町外通学者支援事業	・公共交通機関の運賃に係る全額補助 ・下宿等に要する経費の1/2 補助（上限2万円）	

②北海道教育委員会が作成する公立高等学校配置計画現状のまま弟子屈高校が存続できるよう、「弟子屈高校の教育を支える会」への支援をはじめ、各関係機関団体等とも一層の連携を図り存続活動を進め、町民が望む小・中学校・高校の教育環境を維持していく。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 弟子屈高校を支える会支援事業	1. 「弟子屈高校の教育を支える会」への支援と連携	1. 「弟子屈高校の教育を支える会」支援事業	・弟子屈高校の教育を支える会への助成の継続 ・弟子屈高校の教育を支える会の活動推進	
2. 高等学校適正配置計画対応事業	1. 弟子屈高等学校存続運動の充実	1. 弟子屈高等学校存続運動展開事業	・地元進学率向上に係る各種事業の実施 ・2箇口維持に係る要請活動の継続実施 ・地域連携特例校への移行に係る連携	
3. 文科省・道教委研究指定支援事業	1. 文科省・道教委研究指定事業への支援	1. 文科省・道教委教育研究指定支援事業	・文部科学省、北海道教育委員会教育研究指定事業実施に係る支援	
4. 小中高等連携推進事業	1. 幼保小中高連携事業の実施	1. 「ジュニアパークリンジャー事業」開催事業	・フランチャイズ事業の継続実施（H28～H30） ・後継事業の事業内容の検討、実施	
	2. 小中高校長・教頭連携会議の開催	1. 小中高校長・教頭連携会議事業	・連携校長会議の継続実施 ・連携教頭会議の継続実施	
	3. その他教育活動の連携	1. その他教育活動連携事業	・町公立学校教職員の連携強化 ・部活動等の連携強化	
5. 公営塾事業	1. 公営塾開設の検討	1. 公営塾開設事業	・公営塾の開設	

（2）奨学金制度

①地域社会の発展に必要な人材を育成することを目的とし、経済的理由により就学困難な学生生徒に対する奨学金制度を今後も継続していく。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 奨学金活用促進事業	1. 弟子屈町奨学審議会委員の委嘱	1. 弟子屈町奨学審議会事業	・奨学生審査	
	2. 奨学金活用の促進	1. 奨学金制度事業	・奨学金基金管理 ・奨学金貸付及び償還 ・滞納対策	
		2. 給付型奨学制度検討事業	・給付型奨学制度創設の検討、実施	
2. 奨学金原資確保推進事業	1. 奨学金原資の確保	1. 奨学制度運用資金応募PR事業	・広報活動の実施 ・ふるさと納税におけるPR事業	
3. 交通遺児育英事業	1. 交通遺児育英の推進	1. 交通遺児育英基金事業	・交通遺児育英学資金支給	

(3) 大学との連携

①北海道教育大学釧路校や釧路公立大学等と一層連携を図り、教育共同研究や芸術文化・スポーツ等の振興に努める。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 各種大学相互連携事業	1. 北海道教育大学 釧路校との相互協力協定の継続	1. 北海道教育大学 釧路校相互協力協定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・町立学校における教育実習の受入 ・旧教員住宅活用の中止 	
	2. 各種大学との相互協力協定の検討	1. 釧路公立大学相互協力協定検討事業	<ul style="list-style-type: none"> ・相互協力協定締結検討 	
		2. 玉川大学相互協力協定検討事業	<ul style="list-style-type: none"> ・相互協力協定締結 ・イングリッシュキャンプ事業の継続実施 ・英語科授業実践研修の継続実施 	

施策-3 幼児教育の充実

【施策メニュー及び主な内容】

(1) 幼児教育との連携

①町内唯一の幼稚園である私立摩周丘幼稚園の経営の健全性を高め幼児教育の充実を図るため、必要な支援を行う。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 幼稚園運営費補助支援事業	1. 摩周丘幼稚園運営費補助の継続	1. 摩周丘幼稚園への補助支援事業	・運営事業に対する支援補助の継続	平成30年度で終了

②保育料負担の軽減など就園奨励に係る支援を継続し、多くの子どもが幼児教育を受けられる機会の提供に努める。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 幼稚園就園奨励費補助支援事業	1. 摩周丘幼稚園就園奨励費補助の継続	1. 摩周丘幼稚園就園奨励費補助事業	・保護者の負担軽減のため就園奨励費交付の継続実施	平成30年度で終了
2. 幼稚園保育園一体化	1. 認定こども園の開設	1. 認定こども園開設事業	・幼保一体化の推進による児童福祉部局との連携による対応	

③小学校への就学が円滑に行えるよう、認定こども園・保育園と小学校との連携を深める。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	
1. 幼保小連携推進会議設置事業	1. こども園・保育園・小学校連携組織の設置	1. こども園保育園小学校連携組織設置事業	・連携組織の設置について検討	
2. 幼稚園保育園一体化	1. 認定こども園の開設	1. 認定こども園開設事業	・幼保一体化の推進による児童福祉部局との連携による対応	

施策-4 まなびの向上

【施策メニュー及び主な内容】

(1) まなびの環境づくり

①小中学校において標準学力テストを実施し、児童生徒の学力状況についてより的確な実態把握に努めるとともに、各学校の学力向上に向けた取組を推進する。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	
1. 学力向上推進事業	1. 小中学校標準学力調査の実施継続	1. 小中学校標準学力調査事業	・対象学年及び教科数拡大（出版社変更） ・調査結果を「i-check」の結果とクロス集計、データ蓄積、分析	
	2. 学校・学級適応調査の実施継続	1. 学校・学級適応調査事業	・「i-check」の導入 ・査結果を「標準学力調査」の結果とクロス集計、データ蓄積、分析	
	3. 全国学力学習状況調査の参加実施	1. 全国学力学習状況調査参加事業	・調査、データ蓄積、分析、検討	
	4. 基礎基本学習の推進	1. 各種基礎基本学習取組事業	・学力向上策（各校）集約及び提示、支援 ・道教委事業への参加促進 ・学力向上サポートセミナー開催	
2. 学び向上マシンパワー整備事業	1. 指導方法工夫改善のための教員加配導入の継続	1. 指導方法工夫改善加配導入事業	・習熟度別教育の推進を目指し、加配を継続要望（弟小1名、弟中1名）	
	2. その他学力向上に関する加配導入	1. その他学力向上に関する加配導入の検討事業	・学習支援教員加配の検討 ・巡回指導教員加配の検討 ・その他教員加配の検討	
3. 学び向上環境整備事業	1. 学校改善プランの更新	1. 学校改善プラン更新事業	・前年度実施学力調査等を分析し弟子屈町学校改善プランを更新 ・「i-check」を加えた多角的な分析の実施	
	2. 学習テスト等教材費の拡充	1. 学習テスト等教材費拡充事業	・学習活動に要する教材費予算の拡充	
	3. 児童生徒用教材新聞の購入の継続	1. 児童生徒用教材新聞購入活用事業	・北海道新聞、釧路新聞の2紙購入の継続実施	

②「道徳の時間」の授業公開を行うなど、「豊かな心」の育成に向けた取組を推進する。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 道徳教育推進事業	1. 「道徳教育」授業公開事業の継続	1. 「道徳教育」授業公開事業	・学校や地域参観日における「道徳の時間」の授業公開	
	2. 「道徳」教科化の注視	1. 「道徳」教科化注視事業	・教育再生会議・中央教育審議会等の資料、通達収集整理 ・教科書採択への対応 ・国の施策に対する対応、体制整備	

③「新体力テスト」などを実施し、児童生徒の体力状況の的確な実態把握に努めるとともに、各学校の体力づくりへの取組を推進する。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 小中学校体力向上対策事業	1. 小中学校児童生徒体力実態調査の推進	1. 小中学校児童生徒体力実態調査事業	・体力、運動能力・運動習慣等調査の実施 (小5、中2) 支援 ・現状課題整理全学年実施、データ蓄積、成果・課題の提示	
	2. 小中学校児童生徒体力向上対策の推進	1. 小中学校児童生徒体力向上計画策定事業	・「健康増進・体力づくり全体計画」立案のための情報提供	
2. 新体力向上対策推進事業	1. 小中学校の特色ある体力向上策の推進	1. 小中学校児童生徒体力向上推進事業	・「一学校一運動」の取組みの促進 ・各校の取組みの集約・交流	
3. 中学校体育振興推進事業	1. 弟子屈町中学校体育連盟への支援	1. 弟子屈町中学校体育連盟活動支援事業	・弟子屈町中学校体育連盟活動費支援の継続	

④学習指導要領により小学校では外国語活動が必修となり、今後、英語授業が導入予定である。また、中学校では外国語の授業数が増加するため、ALT の増員等これに対応できる体制を検討する。更に、玉川大学との連携協定に基づく各種事業を展開し英語力の向上に努める。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 外国語活動研究公開授業開催事業	1. 小学校外国語活動のための教諭研修開催	1. 小学校外国語活動推進研修会開催事業	・授業力向上研修会（小学校外国語活動）の開催 ・小中高連携事業と連動した実践交流会の実施	
2. ALT 活用促進事業	1. ALT の 2 名体制継続	1. ALT 複数体制強化事業	・外国語活動推進のための ALT 2 名体制の維持及び拡充 ・各種研修会への参加促進	
	2. ALT 幼保高等学校への派遣	1. ALT 幼保高等学校への派遣事業	・弟高、町内保育園、町内幼稚園への派遣継続	

⑤家庭学習習慣や基本的生活習慣（早寝・早起き・朝ごはん等）の定着に向け、各学校における家庭との連携強化を支援する。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 児童生徒生活・学習習慣推進事業	1. 「子どもの成長を願って」冊子の配布活用	1. 「子どもの成長を願って」冊子の新1年生用増刷	・小学校新入学生の家庭及び新たに弟子屈町の小中学校に赴任した教師用として増刷	
		2. 「子どもの成長を願って」活用事業	・家庭教育の指針として活用	
	2. 生活及び学習習慣調査の実施と分析活用の推進	1. 小中児童生徒生活・学習習慣状況調査事業	・学力調査と合わせて実施 ・現状・課題を学校改善の資料として提示 ・「全国学習状況等調査」及び「i-check」により現状と課題分析、データ蓄積	

2. 進路指導連携事業	1. 弟子屈町公立学校進路指導協議会事業の推進	1. 弟子屈町公立学校進路指導協議会活動支援	・弟子屈町公立学校進路指導協議会の活動推進、支援の継続	
3. 生徒指導連携事業	1. 弟子屈町生徒指導連絡協議会事業の推進	1. 弟子屈町生徒指導連絡協議会活動支援事業	・弟子屈町生徒指導連絡協議会の活動推進、支援の継続	

(2) 教職員のスキルアップ支援

①町教委主催による研修会・研究会を実施し、より参加しやすい体制を整えるとともに、教員のニーズに応じた研修内容の充実を図る。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 教職員スキルアップ推進事業	1. 各小中学校公開研究会への支援	1. 全小中学校公開研究会開催事業	・町指定研究校公開研究会の実施 ・釧路管内学校教育研究会研究大会における授業公開 ・その他各種研究会における授業公開実施	
	2. 町教委主催研修会等の開催	1. 弟子屈町学力向上サポートセミナー開催事業	・弟子屈町学力向上サポートセミナーの実施	
		2. 弟子屈町授業力向上研修会事業	・弟子屈町授業力向上研修会の継続実施 ・その他研修会への参加推進、継続実施	

②「弟子屈教育研究所」をはじめ、有志による研究団体「授業を語る会」などに対し、積極的な支援を継続する。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 弟子屈町教育研究所支援事業	1. 弟子屈町教育研究所運営協議会	1. 弟子屈町教育研究所運営協議会設置事業	・弟子屈町教育研究所運営協議会の活動推進	
	2. 弟子屈町教育研究所	1. 弟子屈町教育研究所運営事業	・弟子屈町教育研究所の活動推進 ・教育冊子の編集発行の継続実施	
2. 授業を語る会支援事業	1. 「授業を語る会」への支援継続	1. 「授業を語る会」への支援事業	・授業を語る会の活動推進	

③学校教育の今日的課題の解明を図り、教育の一層の充実・発展に資するため、研究指定校を定め、研究活動への支援の充実を図る。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 小中学校研究指定促進事業	1. 町教委研究校指定	1. 町教委研究校指定事業	・研究指定校の活動推進、支援の拡充	
	2. 町教育研究所研究協力校指定の継続	1. 町教育研究所研究協力校指定事業	・研究指定校の活動推進、支援の拡充	

	3. 国、道教委等による研究指定校事業	1. 国、道教委等による研究指定校事業	・文部科学省や道教委、その他教育関係機関等による研究指定校事業への応募、実践等	
2. 各種研究大会等誘致事業	1. 各種研究大会等誘致事業	1. 各種教育研究大会の運営支援事業	・釧路管内学校教育研究大会（持回り）への運営支援 ・その他教育研究大会への運営支援	
		2. 各種教育研究大会等の誘致事業	・各種教育研究大会等の誘致活動の実施	
3. へき地複式教育推進事業	1. へき地複式教育推進事業の継続	1. 弟子屈町へき地複式連絡協議会活動支援事業	①弟子屈町へき地複式連絡協議会の活動推進	
4. いじめ不登校対策事業	1. いじめ不登校対策事業	1. 各小中学校いじめ防止対策委員会設置事業	・いじめ防止対策推進法に基づく計画推進 ・いじめ事案に対する適切な対応	
		2. 町いじめ防止対策委員会設置事業	・いじめ防止対策推進法に基づく計画推進 ・いじめ事案に対する適切な対応	
		3. 学校教育推進コーディネーター事業	・学校教育推進コーディネーターの設置	
5. 小中学校用教科書採択事業	1. 小中学校教科書採択事業	1. 第13教科書採択地区教育委員会開催事業	・小中学校教科用図書採択に係る業務推進	
6. 弟子屈町教育委員会委員活動事業	1. 弟子屈町教育委員会委員活動の推進	1. 移動教育委員会開催事業	・移動教育委員会の開催	
		2. 各種学校行事・社会教育行事等参観事業	・各種学校行事参観 ・社会教育行事参観	
		3. 教育委員コラム発行事業	・教育委員コラムの作成、HPへの掲載の継続実施	
		4. 教育長日記掲載事業	・町HPへの教育長日記定期掲載	
		5. 各種教育関係関連事業HP活用紹介事業	・町HPによる情報発信	
7. 文部科学省中教審等答申関連事業	1. 文部科学省小中学校学習指導要領への対応	1. 文部科学省小中学校学習指導要領への対応事業	・現行の学習指導要領及び関係法令を遵守した教育課程の編成・実施の推進 ・次期学習指導要領改定への移行対応	
	2. 学校土曜授業導入の検討	1. 学校土曜授業実施事業	・土曜授業の継続実施	
	3. コミュニティ・スクールの導入	1. コミュニティ・スクール事業	・川湯地区学校運営協議会の活動推進 ・他校での導入推進	

④その他教職員に関する事務等について

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 教職員服務等	1. 教職員服務管理	1. 教職員服務事業	・教職員服務の適正化	
	2. 教職員の働き方改革	1. 教職員の働き方改革推進事業	・勤務時間の適正化、業務負担の軽減 ・学校閉庁日の設定 ・就学援助費の保護者への直接支払 ・学校給食の公会計化	

まちづくりの柱

II 社会教育活動の推進

施策-1 社会教育活動の推進

【施策メニュー及び主な内容】

(1) 推進支援体制の確立と人材育成

①多様化・高度化する学習ニーズに対応した学習機会の提供と学習プログラムの充実を図る。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 社会教育中期計画策定事業	1. 社会教育中期計画の推進	1. 第7次弟子屈町社会教育中期計画推進事業	・H29～H33の第7次計画に基づき、各種事業を展開	
2. 生涯学習推進本部設置事業	1. 弟子屈町生涯学習推進本部事業の推進	1. 弟子屈町生涯学習推進本部事業	・まちづくりふれあいトークの実施	
3. 生涯学習推進事業	1. 生涯学習講演会開催の推進	1. 生涯学習講演会開催事業	・生涯学習講演会の継続実施	
4. 社会教育委員活動事業	1. 弟子屈町社会教育委員の活動推進	1. 弟子屈町社会教育委員の会事業	・弟子屈町社会教育委員の会の活動推進 ・社会教育計画の策定 ・各種研修会への参加促進	
5. 社会教育主事活動事業	1. 社会教育主事の配置等	1. 社会教育主事活動事業	・社会教育主事の継続配置 ・各種研修事業への参加促進	

②町内外の各種団体・関係機関とのネットワークを強化し、リーダーの養成や学習指導者の発掘に努める。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 社会教育関係団体連携事業	1. 青年団体との連携推進	1. ユースフルネットワークでしかが活動支援事業	・ユースフルネットワークでしかがの活動推進	
		2. ユースフルネットワークでしかが連携事業	・成人式祝賀会開催 ・青年交流の継続実施	
	2. 女性団体との連携事業	1. 弟子屈町女性団体協議会活動支援事業	・弟子屈町女性団体協議会の活動推進 ・女性のつどいとの連携事業の継続実施 ・北海道女性大会の開催支援	

③学習情報など社会教育に関する情報提供の強化、総合的な学習相談体制の強化に努める。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1.生涯学習情報提供事業	1.生涯学習情報提供の推進	1.広報でしが「生涯学習だより」等発行事業	・生涯学習だよりによる情報提供の実施 ・町HPによる情報提供の実施	
		2.近隣市町村相互情報提供事業	・釧路管内社会教育主事会による情報交換	
2.生涯学習等相談事業	1.生涯学習等相談窓口の設置	1.生涯学習等相談窓口設置事業	・公民館による総合的な学習活動相談 ・人財バンクを活用した講師等の情報提供	

(2) 青少年育成活動の推進

①子どもは学校・家庭・地域が連携、一体化し、育てるという理念のもと、家庭学習や生活習慣、体力向上など家庭教育推進体制の充実に努める。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1.家庭教育等推進事業	1.家庭教育冊子・情報誌の配布による啓発の推進	1.家庭教育冊子増刷事業	・各小学校の新1年生、赴任教職員等への継続配付 ・内容の見直し、改訂版の作成	
		2.家庭教育情報誌等配布啓発事業	・情報誌の活用	
	2.家庭教育イベント等の創造	1.世代間交流事業	・公民館等を会場に小学生と高齢者などによる交流事業	
	3.弟子屈町PTA連合会活動の支援	1.弟子屈町PTA連合会活動支援事業	・活動費支援の継続実施	
		2.弟子屈町PTA連合会研究大会との連携	・研究大会との連携事業の継続実施	
	4.家庭教育支援の推進	1.家庭教育「学びカフェ」推進事業	・家庭教育ナビゲーターの継続養成 ・家庭教育「学びカフェ」の継続実施	

②非日常生活体験や野外体験を中心とした体験・交流活動、各種社会活動への参加を促進し、青少年の健全育成はもとより、将来にわたり様々な活動に対応できるリーダーの育成を図る。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1.青少年健全育成事業	1.青少年健全育成主催事業	1.「海の子山の子ふるさと交流」開催事業	・白糠町と本町との交互開催	
		2.「少年の主張弟子屈大会」開催事業	・少年の主張弟子屈大会の継続実施 ・釧路総合振興局大会への推薦	
		3.「弟子屈町子ども文化教室」開催事業	・摩周おこと教室の実施	

		4. てしかが子どもクラブ事業	・小学生を対象に年間を通して地域資源を活かした体験活動の継続実施	
2. 青少年健全育成支援参加事業	1. 未来子ども協議会等支援事業	・未来子ども協議会の活動推進 ・未来子ども協議会主催事業に対する支援の継続		
	2. 「ジュニアリーダーコース」派遣事業	・釧路教育局主催「ジュニアリーダーコース」への参加派遣の継続		

③青少年の健全育成を図るため、学校教育支援組織である弟子屈町教育支援活動運営委員会などとの連携を強化し、活動の充実に努める。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 弟子屈町学校支援地域本部事業	1. 弟子屈町学校支援地域本部事業の推進	1. 弟子屈町教育支援活動運営委員会設置事業	・弟子屈町教育支援活動運営委員会の活動推進	
		2. 教育支援コーディネーター等活動事業	・コーディネーターの継続配置 ・教育活動サポーターの継続配置	
		3. 教材活用推進事業	・各種教材貸出・活用の継続実施	
		4. 学校外講師リスト活用事業	・人財バンクを活用した講師等の情報提供	
		5. 委員研修事業	・道主催研修等への参加	

(3) 社会教育施設の活用と充実

①公民館の生涯学習拠点施設としての機能拡充を検討し、各種講座の開催、学校など各種機関との連携講座、高齢者を対象とした「生きがい講座」など、より一層の内容の充実に努める。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 公民館講座等開設事業	1. 弟子屈町公民館運営審議会の委嘱	1. 弟子屈町公民館運営審議会設置事業	・弟子屈町公民館運営審議会（兼社会教育委員）の活動推進 ・各種公民館大会への参加	
	2. 公民館各種講座等開設の推進	1. 公民館各種講座等開設事業	・各種公民館講座の継続実施 ・弟子屈高校との連携講座の継続実施	
2. 公民館分館活動推進事業	1. 公民館分館活動	1. 公民館分館活動事業	・公民館分館長・分館主事合同会議 ・分館活動支援の継続	
3. 弟子屈町民大学校設置事業	1. 町民大学校の推進	1. 町民大学校開設事業	・町民大学校 1 年制 ・講座受講者への弟子屈学知賞授与の継続実施	
		2. 「生きがい講座」開催事業	・生きがい講座の定期開催（月 1 回） ・弟子屈学級、川湯学級の 2 学級制	
		3. 各種大学校講座開設事業	・歴史、生活文化、スポーツ、趣味、講演会等の事業を継続実施 ・特別講演会 松浦武四郎講演会の実施	

		4. 青年交流事業	・青年交流事業の継続実施	
4. 弟子屈町公民館イベント事業	1. 公民館ミニコンサートの実施	1. 公民館ミニコンサート開催事業	・音楽サークルによるミニコンサートの継続実施	

②公民館活動での学習効果が継続発展できるよう、ロビー展など成果発表の場としての積極的活用の促進はもとより、自立したサークルづくりにも貢献できるよう必要な支援を図る。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 公民館町民開放事業	1. 公民館ロビー展の継続	1. 公民館ロビー展推進事業	・各種展示事業の継続提供	
2. サークル育成支援事業	1. 文化サークル支援の促進	1. 文化サークル支援事業	・会員募集及び講座開設等支援の継続 ・サークル等の発表会支援の継続	
		2. 文化サークル新規設立支援事業	・サークル活動設立への支援の継続	

③図書館については、乳幼児から高齢者まで全ての年齢層に対応できる蔵書の整備、最新の社会情報に即応した資料の収集など、利用者ニーズを満たせる図書館づくりを推進する。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 図書館図書整備事業	1. 図書館図書の蔵書数確保の推進	1. 図書館図書蔵書確保推進事業	・蔵書の確保 ・旧図書の閉架・除籍などによる刷新	
2. 図書館自主事業開催事業	1. 図書館企画展の開催	1. 図書館企画展の推進	・各種企画展の継続実施	
	2. 図書館開館 30 周年記念事業の開催	1. 図書館開館 30 周年記念事業	・開館 30 周年記念講演会の実施 ・開館 30 周年記念企画展示の実施	
3. 町子ども読書推進事業	1. 町子ども読書活動の推進	1. 町子ども読書活動推進事業	・児童生徒読書感想文コンクールの継続実施 ・子ども読書の日行事の継続実施	
	2. 次期町子ども読書活動推進計画の策定	1. 次期町子ども読書活動推進計画推進事業	・第 2 次推進計画の推進 (H28～H32)	
	3. 町子ども読書活動推進会議活動の推進	1. 町子ども読書活動推進会議活動事業	・子ども読書活動推進会議の活動推進	
	4. 「絵本の読み聞かせサークル」への支援と連携の促進	1. 「絵本の読み聞かせサークル」への支援連携事業	・読み聞かせ講演会等研修会の継続実施 ・各種研修会の情報提供の継続 ・図書館ボランティアの受入連携の継続	
4. 図書館システム更新事業	1. 図書館システムの更新	1. 図書館システム更新事業	・図書館システム、端末機器の更新	

④移動図書館や、学校図書館、他地域図書館との連携など、広大な地域性に配慮した図書館機能の充実に努める。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 移動図書館運行事業	1. 移動図書館バスの更新	1. 移動図書館バス更新事業	・老朽化バスの更新	
2. 図書館学校連携事業	1. 図書館司書の学校派遣の推進	1. 図書館司書学校派遣配置事業	・学校図書室との連携促進 ・図書システムによる学校図書室資料の登録、学校図書館運営協力等 ・学校図書支援員の設置	
3. 学校図書館システム更新事業	1. 学校図書館システムの更新	1. 学校図書館システム更新事業	・全小中学校の学校図書館システム、端末機器の更新	

⑤屈斜路コタンアイヌ民俗資料館については、アイヌ民族の歴史や文化を伝える資料、展示機能の充実を図り、一般来館者の利用はもとより、児童生徒の学習にも幅広く活用されるような内容の充実に努める。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 資料館利用促進事業	1. 資料館の利用促進PRの推進	1. 資料館利用促進PR推進事業	・町内施設へのパンフレット配布の継続 ・キャンペーンの継続実施 ・文化体験等の継続実施 ・PRポスターの作製、配布	
2. 資料館工夫改善事業	1. 資料館案内人の研修会開催	1. 資料館案内人研修会事業	・管内外への施設研修の継続実施	
	2. 資料館の展示資料の充実	1. 資料館展示資料充実事業	・展示資料の随時入替 ・資料の保管管理	
	3. 資料館の展示設備の改修	1. 資料館展示設備改修事業	・照明設備の改修	
3. 資料館運営改善事業	1. 指定管理者制度導入の検討	1. 指定管理者制度導入検討事業	・指定管理者制度導入の検討	

⑥更科源蔵資料など貴重な財産である郷土資料の保存、活用に係る施設の整備と機能の拡充を図る。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 更科源蔵文学資料館運営事業	1. 更科源蔵文学資料館の活用推進	1. 更科源蔵文学資料館PR促進事業	・パンフレットの作成・配布の継続実施	
		2. 更科源蔵文学資料館展示資料入替事業	・写真パネルの作成等の実施	
2. てしかがの蔵開設事業	1. てしかがの蔵の活用推進	1. てしかがの蔵研究会協定事業	・てしかがの蔵事務所適正管理の継続 ・てしかがの蔵の解説案内の継続実施	
		2. てしかがの蔵PR事業	・自治会、学校等へのPRの実施 ・歴史学習の場として活用実施	

		3. 種市佐改コレクション展示管理事業	・種市佐改コレクションの展示 ・収集資料整理・保管	
--	--	---------------------	------------------------------	--

⑦各社会教育施設における老朽化への対応や維持管理体制について検討を進め、施設の充実と有効利用を図る。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 社会教育施設あり方検討事業	1. 社会教育施設あり方の検討	1. 弟子屈町公共施設等個別施設管理基本計画推進事業	・管理基本計画に基づく社会教育施設の維持管理の実施（公民館、図書館、てしかがの蔵、アイヌ民俗資料館等）	
2. 専門的職員配置事業	1. 専門的職員の配置	1. 専門的職員配置事業	・学芸員、司書の継続配置 ・各種研修事業への参加継続	

まちづくりの柱

III 文化・スポーツ活動の推進

施策-1 地域文化の振興

【施策メニュー及び主な内容】

(1) 文化活動の推進と人材育成

①公民館講座を母体とした新たな文化活動サークルの立ち上げ、各種団体同士における人材のネットワーク化を促進し、町民文化活動のより一層の向上を図る。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 芸術文化活動推進事業	1. 弟子屈町文化賞審議会	1. 弟子屈町文化賞審議会設置事業	・文化賞、文化奨励賞の審議	
	2. 各種講座終了後の文化活動への支援強化	1. 文化活動継続支援事業	・サークル設立等への支援相談	

②「総合文化祭」の開催や全道全国大会出場者に対する助成など、芸術文化活動の振興につながる支援を行う。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 芸術文化振興事業	1. 弟子屈町総合文化祭の開催支援	1. 弟子屈町総合文化祭開催支援事業	・展示の部・芸能の部等会場設営など運営支援の継続実施	
	3. 芸術文化鑑賞の推進	1. 芸術鑑賞事業	・児童芸術鑑賞事業の継続実施 ・児童芸術鑑賞事業の継続実施	
		2. 小中学校児童生徒作品展覧会開催事業	・町内小中学生作品展の継続実施	
		3. 芸術鑑賞会開催支援事業	・音楽、映画等鑑賞機会の提供 ・コンサート、映画会、展示会等の主催組織への支援	
2. 芸術文化振興補助支援事業	1. 芸術文化振興事業補助支援の推進	1. 全道全国出場支援事業	・文化振興助成制度の継続実施	

③芸術鑑賞バス事業など、町民の芸術鑑賞機会の充実に努める。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 芸術鑑賞バス運行事業	1. 芸術鑑賞バス運行の継続	1. 芸術鑑賞バス事業	・町外の音楽祭等への生涯学習バス運行の継続	

④文化協会をはじめ各種文化団体の育成・支援に努めるとともに、若い世代の指導者や会員の育成・確保を図るための支援を行う。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 文化団体活動等支援事業	1. 弟子屈町文化協会等の活動支援	1. 文化活動団体支援事業	・弟子屈町文化協会活動への支援の継続 ・川湯ばやし保存会活動への支援の継続、拡充 ・その他文化活動団体への支援の検討	

⑤各個人・サークルの文化活動の成果を地域に還元する仕組みを創出し、文化活動に意欲と関心を持つ人材育成に努める。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 文化団体等リーダー研修促進事業	1. 文化団体リーダー研修会への参加	1. 文化団体リーダー研修会等参加事業	・道民芸術祭研修会への参加支援の継続	

⑥乳幼児期から絵本などを通じて、読書への興味・関心を培うための読み聞かせ活動や児童生徒を対象とした朝読書活動、読書感想文コンクールの実施など、子どもの読書活動の推進を図る。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 読み聞かせサークル支援事業	1. 読み聞かせサークル活動への支援	1. 読み聞かせサークル活動支援事業	・外部研修会参加の継続実施	
		2. 読み聞かせサークル等連携事業	・町内の読み聞かせサークル等の連絡調整推進の継続	
2. 子ども読書推進事業	1. 弟子屈町読書感想文コンクールの開催	1. 弟子屈町読書感想文コンクール開催事業	・児童生徒読書感想文コンクールの継続実施	
	2. 子ども読書の日等における読書活動の推進	1. 子ども読書の日等行事開催事業	・絵本の会おはなしあらっぱ等との共催による読書推進行事の継続実施	

(2) 地域の歴史の保全と活用

①地域の先住民であるアイヌ民族への理解が一層深められるよう、屈斜路コタンアイヌ民俗資料館を通じてアイヌ文化の振興とアイヌの伝統等に関する知識の普及、啓発に努める。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 弟子屈町文化財保護対策推進事業	1. 弟子屈町文化財専門委員会	1. 弟子屈町文化財専門委員会設置事業	・文化財に関する審議	
2. アイヌ文化普及啓発事業	1. アイヌ文化普及啓発の促進	1. アイヌ文化普及啓発促進事業	・アイヌ民俗資料館展示解説の継続実施 ・アイヌ文化保存会活動費の支援継続	
	2. 資料館講座の開催	2. 資料館講座開催事業	・アイヌ民族の歴史や文化に関わる講座の開催	
3. アイヌ文化学校指定事業	1. 学校授業等での活用	1. アイヌ文化学校授業展開事業	・小中学校児童生徒による学習活動の継続実施	

4.アイヌ文化振興事業	屈斜路湖流域アイヌ文化圏特区（仮称）基本構想の策定	屈斜路湖流域アイヌ文化圏特区（仮称）基本構想策定事業	・弟子屈町アイヌ文化振興推進庁内検討会議の活動推進 ・弟子屈町アイヌ文化振興協議会（仮称）設立 ・屈斜路湖流域アイヌ文化圏特区（仮称）構想策定	
-------------	---------------------------	----------------------------	---	--

②釧路川流域チャシ跡群をはじめとする指定文化財については、関係機関との連携により文化財保護活動の推進を図る。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1.埋蔵文化財国指定史跡保存管理事業	1.埋蔵文化財国指定史跡の保存管理	1.国指定史跡保存管理事業	・「釧路川流域チャシ跡群」の国指定史跡による保存管理計画の策定に向けた取組の継続実施 ・釧路川流域関係自治体との連携強化	
		2.国指定史跡保存活用事業	・国指定史跡チャシ跡群保存、活用の調査研究の継続実施 ・民有地に係るチャシ跡地買上の調査検討の継続 ・国指定史跡の広報の継続	
2.埋蔵文化財保護促進事業	1.埋蔵文化財保護の促進	1.埋蔵文化財保護促進事業	・埋蔵文化財包蔵地の現況調査の実施 ・埋蔵文化財包蔵地台帳の改訂	
		2.北海道縄文のまち連絡会参加事業	・北海道縄文のまち連絡協議会事業参加	

③町の歴史や文化資料の収集・調査・研究の成果について、最新の記録媒体による新たな保存・活用方法を検討する。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1.歴史文化保存整理事業	1.台帳及び各種資料のデータベース化	1.台帳及び各種資料データベース化推進事業	・埋蔵文化財 ・アイヌ民俗資料館収蔵資料 ・その他歴史的資料等	

④地域固有種と言われるカワユエンレイソウの学術調査を実施し、町文化財としての指定及び保護を目指す。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1.カワユエンレイソウ保護事業	1.カワユエンレイソウの学術調査	1.カワユエンレイソウ学術調査事業	・専門家による学術調査の実施 ・群生地の保護 ・関係機関団体との調整	

(3) 郷土芸能の活動支援と伝承

①国指定の重要無形民俗文化財「アイヌ古式舞踊」や町指定の無形文化財「鎧別・仁多獅子舞」などの民俗・郷土芸能については、保存団体の育成支援や後継者の確保を図り、保存・伝承に努める。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 国指定文化財保存普及促進事業	1. 屈斜路古丹アイヌ文化保存会への継続支援	1. 屈斜路古丹アイヌ文化保存会活動支援事業	・活動費支援の継続	
2. 町指定文化財保存普及促進事業	1. 鎧別獅子舞・仁多獅子舞保存会への継続支援	1. 鎧別獅子舞・仁多獅子舞保存会活動支援事業	・活動費支援の継続	
	2. 仁多獅子舞復活への支援	2. 仁多獅子舞復活支援事業	・教育委員会所蔵の獅子舞映像、音源等資料の提供の継続 ・踊り手、囃子の担い手支援の継続 ・鎧別獅子舞との連絡調整	

施策-2 スポーツ活動の推進

【施策メニュー及び主な内容】

(1) 町民皆スポーツの推進

①個々の年代や体力に沿った健康づくりや、親子のふれあい、生きがいづくり等を目的に、スポーツ教室等様々なスポーツ活動の普及に努める。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 弟子屈町スポーツ振興事業	1. 弟子屈町スポーツ振興審議会	1. 弟子屈町スポーツ振興審議会設置事業	・スポーツ表彰に係る審議	
	2. 弟子屈町スポーツ推進委員	1. 弟子屈町スポーツ推進委員設置事業	・町民のスポーツ技術の指導・助言の継続 ・スポーツイベント等への協力の継続	
2. スポーツ教室等開設事業	1. 各種スポーツ教室の開設	1. 地域巡回ニュースポーツ教室開催事業	・各地域巡回のニュースポーツ教室の継続実施	
		2. ウィンタースポーツ教室開催事業	・幼児・児童を対象としたスケート教室の継続実施	
		3. 各種水泳教室開催事業	・幼児・小学生水泳教室の継続実施 ・小中高選手コースの継続 ・一般水泳教室、水中運動教室の継続実施	
	2. 各種スポーツ教室開設連携	1. スポーツクラブ等連携事業	・摩周ふれあいスポーツクラブとの連携継続 ・文化・スポーツ少年団本部との連携継続 ・体育協会、水泳協会等との連携継続 ・AED講習会等の開催 ・医療機関と連携したスポーツ教室の開催	

②スポーツ大会等のイベント開催や、スポーツ合宿の誘致を促進し、まちの活性化につなげる。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. スポーツ大会等推進事業	1. 教委主催共催事業の推進	1. 美羅尾山ろく完走マラソン大会開催事業	・児童生徒、一般参加によるマラソン大会の継続実施	
		2. 摩周ウォークラリーゲーム開催事業	・運動、ゲームを組み合わせた競技種目の参加者交流型イベントの継続実施	
		3. 町民水泳競技大会開催事業	・町民水泳競技大会兼記録会の継続実施	
2. 体育スポーツ団体主催事業の支援	1. スポーツ少年団交流会支援事業	・スポーツ少年団本部の活動推進		
	2. 町民サイクリング大会支援事業	・町サイクリング協会事業への継続支援		

	3. その他の団体主催事業への支援	1. オープンウォータースイミング屈斜路湖大会支援事業	・オープンウォータースイミング屈斜路湖大会への支援、実行委員会の活動推進	
2. スポーツ合宿促進事業	1. 弟子屈町スポーツ合宿誘致委員会への活動支援	1. 弟子屈町スポーツ合宿誘致委員会活動支援事業	・弟子屈町スポーツ合宿誘致委員会の活動推進	
	2. オリンピック・パラリンピック合宿の誘致	1. オリンピック・パラリンピック合宿誘致事業	・種目別合宿基準等の情報収集 ・町スポーツ合宿誘致委員会等との連携	
	3. クロスカントリーコースの整備	1. クロスカントリーコース整備事業	・桜丘クロスカントリーコースの整備 ・町スポーツ合宿誘致委員会等との連携	

③広報紙などを利用したスポーツ情報の収集・提供を積極的に行うとともに、住民ニーズの把握に努める。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. スポーツ情報提供事業	1. 「広報てしかが」等活用の推進	1. 「広報てしかが」WAKUWAKUスポーツ掲載事業	・広報てしかがによる情報提供の継続	
		2. 町HP活用事業	・町HPによる情報提供の継続	
	2. 各団体へのスポーツ情報の提供	1. 各団体へのスポーツ情報提供事業	・スポーツルールの変更等の情報提供	

(2) スポーツ団体の組織の充実

①各スポーツ団体への支援を充実させるとともに、団体交流事業を推進する。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. スポーツ団体支援	1. 弟子屈町体育協会活動の推進	1. 弟子屈町体育協会活動支援事業	・活動費支援の継続	
	2. 弟子屈町文化・スポーツ少年団本部活動の推進	1. 弟子屈町文化・スポーツ少年団本部活動支援事業	・活動費支援の継続	

②体育協会やスポーツ少年団、学校の部活動との連携を深めスポーツ推進体制をより一層充実させるとともに、各種大会の参加に対し必要な支援を行う。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 体育スポーツ団体連携事業	1. 体育スポーツ団体との連携推進	1. 体育スポーツ団体連携事業	・体育協会、スポーツ少年団、各学校スポーツ部活動との連携の継続	
	2. スポーツ振興助成制度の継続	1. スポーツ振興助成事業	・全道全国大会出場費支援の継続	

③総合型地域スポーツクラブとして発足した「摩周ふれあいスポーツクラブ」に対して、活動継続に必要な支援を行いクラブの体制強化を図る。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 総合型地域 スポーツクラ ブ支援事業	1. 摩周ふれあいス ポーツクラブ活動 の推進	1. 活動支援事業	・活動費支援の継続 ・事務指導支援の継続	
		2. クラブ連携事業	・運動教室等の継続実施	

(3) 指導者の育成

①各種スポーツ活動の指導者、ボランティアの育成・確保に努め、スポーツ推進委員や少年団指導者等の各種研修会や講習会への参加を促進して、適切な指導者の育成を図る。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. スポーツ推 進委員協議会 推進事業	1. 推進委員の研究 集会・管内協議会 等への参加	1. 研究集会・管内 協議会等参加事業	・管内・道内研究集会への参加の継続 ・管内協議会等への参加の継続	
2. 体育スポー ツ指導者育成 事業	1. 各種指導者協議 会や研修会への参 加促進	1. 各種指導者協議 会等参加事業	・スポーツ少年団認定員取得推進の継続 ・各種指導者研修会への参加要請の継続	

(4) スポーツ施設の活用

①既存の各種スポーツ施設については、その多くの著しい老朽化や利用ニーズの変化がみられるため、利用者の安全や楽しめる環境づくりを重視し、現状に適した施設の整備方針の検討を進める。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 社会体育施 設あり方検討 事業	1. 社会体育施設あ り方検討事業	1. 弟子屈町公共施 設等個別施設管理 基本計画推進事業	・管理基本計画に基づく社会教育施設の維 持管理の実施（青少年会館、川湯屋内ゲー トボール場、川湯屋内温水プール、修武 館、野球場、パークゴルフ場等） ・老朽化施設の廃止（青少年会館、川湯屋 内ゲートボール場、町民テニス場）	
2. 専門的職員 配置事業	1. 専門的職員の配 置	1. 専門的職員配置 事業	・プール指導員の継続配置 ・各種研修事業への継続参加	

②各学校との連携により学校開放事業を推進するなどスポーツ施設以外でも利用できる施設について、積極的に有効利用を図る。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 学校施設開 放推進事業	1. 学校施設開放事 業の実施	1. 学校施設開放協 議会開催事業	・学校施設開放協議会の活動推進 ・学校施設開放による利活用の継続推進	

まちづくりの柱

IV 人材育成・人づくり・人材の確保

施策-1 地域の魅力を高める人材育成

【施策メニュー及び主な内容】

(1) 地域づくりの担い手の育成

①児童生徒が地域活動やボランティア活動を体験することにより、地域づくりの担い手となる人材の育成につなげる。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 弟子屈高校 地域貢献支援 事業	1. 弟子屈高校生徒 による地域貢献活 動	1. 弟子屈高校地域 貢献活動支援事業	・少年の主張大会や成人式式典など社会教 育事業の開催運営における高校生の参加協 力	

(2) てしかが愛を育む取り組み

①児童生徒を中心に授業と連動してふるさと教育を強化し、幼少のころからまちのことを考える子供を育てる取り組みをする。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 成人式イベ ント開催事業	1. 成人式の開催	1. 成人式式典開催 事業	・成人式式典の継続開催 ・成人式祝賀会開催活動への支援継続	
2. ふるさと教 育推進事業	1. 社会教育施設等 の活用	1. 社会教育施設等 活用事業	・アイヌ民俗資料館の活用継続 ・てしかがの蔵の活用継続 ・国等の社会教育施設活用の継続	
	2. ふるさと講座の 開設	1. 弟子屈ふるさと 講座事業	・公民館講座との連携継続	

施策-2 人材を活かす

【施策メニュー及び主な内容】

(1) 人材が活躍できる仕組みづくり

①人材に関する情報を一本化して、町民等の相談に対応できる体制を整備する。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1. 弟子屈町人財バンク事業	1. 弟子屈町人財バンク事業	1. 弟子屈町人財バンク事業	・弟子屈町人財バンク登録制度の実施継続	

まちづくりの柱

V まちづくりを支えるネットワークの形成・交流活動支援

施策-1 活発な地域間交流

【施策メニュー及び主な内容】

(1) 姉妹都市等地域間交流の推進

①姉妹都市である鹿児島県日置市との交流については、児童生徒の相互交流を継続して推進していくとともに、観光・農業といった経済交流による相互の発展を図る。また、町の歴史上において縁のある三重県松阪市との交流についても更なる友好関係を築き、相互の発展に寄与する教育分野での交流事業を図る。特に平成30年は松浦武四郎氏による北海道命名150年、生誕200年等の節目の年であり、奨学生交流事業を実施する。

施策項目	具体的な項目	事務事業	内 容	備考
1.姉妹都市相互交流事業	1.鹿児島県日置市姉妹都市中学生相互派遣交流事業	1.弟子屈町中学生日置市交流事業	・派遣事業の継続実施 ・受入事業の継続実施	
2.三重県松阪市小中学生相互交流事業	1.三重県松阪市小中学生相互交流事業	1.松阪市弟子屈町相互小中学校児童生徒作品交流事業	・松阪市弟子屈町相互小中学生児童生徒作品交流の継続実施	
		2.松浦武四郎生誕200年記念交流事業	・松阪市と弟子屈町の小学生による相互訪問	
		3.松浦武四郎記念館連携事業	・松阪市松浦武四郎記念館学芸員による小学校社会科特別授業	

弟子屈町教育推進基本計画

発 行 平成30年6月

発行者 弟子屈町教育委員会